

更新日：2026-06-24

対象：受入企業の人事・総務／現場責任者／登録支援機関との連携担当

目的：2026/6/14以降の在留カード券面変更、6/23時点の在留期間確認で起きる確認漏れを減らす

※本資料は公式一次情報に基づく一般整理です。

※個別案件では在留資格、雇用保険該当性、管轄窓口の運用等により扱いが変わることがあります。最終判断は

0. まず結論

- 1) 2026/6/14交付分から在留カードの券面が変わる
- 2) 外国人雇用状況届出で確認する項目の「位置」も変わる
- 3) 新旧カードが混在する前提で社内マニュアルを更新する
- 4) 新様式カードでは券面・読取アプリだけで在留期間を確認できない
- 5) 読取アプリの更新漏れもあわせて確認する

すぐやること

- ☐ 古いカード画像入りの手順書を差し替える
- ☐ 現場に「何を確認するか」を再周知する
- ☐ 在留期間を住民票等で補完確認する場面・担当者を決める
- ☐ 読取アプリ利用端末の更新状況を確認する

1. 公式一次情報で確認した重要日程

【運用開始】

- ・ 2026年6月14日
 - ↳ 出入国在留管理庁の特定在留カード等Q&Aで運用開始日として案内

【交付申請】

- ・ 2026年6月15日（月）以降
 - ↳ 地方出入国在留管理局では翌開庁日から交付申請が可能と案内

【厚労省の6月版周知】

- ・ 厚生労働省「外国人雇用は ルールを守って適正に」（令和8年6月版）
 - ↳ 2026/6/14交付分から在留カードの券面変更
 - ↳ 外国人雇用状況届出の確認項目の記載位置も変わる旨を明示

【入管庁の6/23時点注意】

- ・ 新様式の在留カードは、券面に在留期間の情報が記載されない
- ・ 在留カード等読取アプリケーションで読み取っても、在留期間の情報は表示されない
- ・ オンライン申請では在留期間が必須入力項目
- ・ 在留期間を確認する必要がある場合は、申請人の住民票に記載された在留期間を確認する
- ・ 読取アプリは2026年9月を目途に、在留期間、許可の種類、許可年月日等を表示できる改修版リリース予定

【特定在留カード交付申請】

- ・ 令和8年6月時点で、特定在留カード交付申請は当面オンライン申請に非対応
- ・ 特定在留カードを希望する場合は、在留諸申請も来庁し、窓口で申請・交付を受ける必要がある

注意

- ・ 届出義務自体の有無より、現場の確認手順更新が主な実務差分
- ・ 新旧カードが混在するため、位置番号だけで教えない
- ・ 在留期間確認をカード現物・読取アプリだけに依存しない

2. 受入企業が見直したい確認フロー

【A】 入社時・離職時の確認

- ☐ 氏名
- ☐ 在留資格
- ☐ 在留期間（満了日）※新様式では住民票等での補完確認が必要になる場合あり
- ☐ 生年月日
- ☐ 性別
- ☐ 国籍・地域
- ☐ 資格外活動許可の有無（必要な場合）
- ☐ 在留カード番号

【B】 特定技能・特定活動の補完確認

- ☐ 特定技能の分野や特定活動の活動類型を、自社実務で別途確認するか決める
- ☐ 登録支援機関・行政書士等との役割分担を明文化する

【C】 保存・共有

- ☐ 写し保管の要否を整理する
- ☐ 保存する場合は目的・期間・アクセス権限を明確化する
- ☐ 個人端末への保存禁止ルールを再周知する

3. 現場で起きやすい詰まり

詰まり1：旧カードの見本しか手元にない

対応：新旧混在前提で、最新版リンクを常に見られる状態にする

詰まり2：読取アプリが古い

対応：6月10日以降の更新版が入っているか、利用端末ごとに確認する

詰まり3：新様式カードで在留期間が見つからない

対応：オンライン申請など、在留期間が必要な場面では、住民票記載の在留期間を確認する導線を決める

詰まり4：特定在留カード交付申請もオンラインで同時にできると思い込む

対応：令和8年6月時点では当面オンライン申請に非対応。希望する場合は窓口申請・窓口交付が必要な前提で対応

詰まり5：特定技能の分野確認をどこまで残すか曖昧

対応：届出実務と、自社の採用管理・支援実務を分けて整理する

詰まり6：現場判断でカード画像を広く共有してしまう

対応：共有先・保管先・削除ルールを決める

4. 社内周知テンプレ

件名例：
在留カード確認手順の更新（2026/6/14交付分対応）

本文例：
2026年6月14日交付分から在留カードの券面が変更されます。
外国人雇用状況届出で確認する項目の位置も変わるため、
旧資料ではなく最新版の手順書・公式リンクを参照してください。

不明なカードを確認した場合は、現場判断で進めず、人事へ共有してください。
読取アプリを使う端末は、更新版が入っているかも確認をお願いします。
在留期間をオンライン申請等で入力する必要がある場合は、カード券面・読取アプリだけで判断せず、住民票記

5. 公式一次情報

- ・ 厚生労働省：外国人の雇用
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html
- ・ 厚生労働省：外国人雇用は ルールを守って適正に（令和8年6月版）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261965.pdf>
- ・ 出入国在留管理庁：特定在留カード等交付申請について
<https://www.moj.go.jp/isa/tokutei.html>
- ・ 出入国在留管理庁：在留カードとは？
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/whatzairyu.html>
- ・ 出入国在留管理庁：在留カード等読取アプリケーション／失効情報照会 サポートページ
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>
- ・ 出入国在留管理庁：【重要】新様式の在留カードに係る在留期間の確認方法について（令和8年6月23日時点）
https://www.moj.go.jp/isa/11_00106.html
- ・ 出入国在留管理庁：【重要】特定在留カード交付申請はオンライン申請に対応していません！（令和8年6月時点）
https://www.moj.go.jp/isa/11_00101.html

免責

本資料は一般情報です。最終判断は最新の公式情報と個別事情で確認してください。